

建 ー 545
令和7年2月3日

建築関係団体の長 様

秋田県建築行政連絡会議事務局
秋田県建設部建築住宅課長
(公 印 省 略)

改正建築基準法・改正建築物省エネ法の説明会開催について（依頼）

日頃から、本県の建築行政に御理解・御協力いただきお礼申し上げます。

さて、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年6月公布）が令和7年4月に完全施行され、建築確認審査の審査基準の一部見直しとともに、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。

これまで改正法については、国土交通省による説明会や同省HPに掲載された資料により周知が図られているところですが、今般、県内の特定行政庁及び指定確認検査機関等が協力して、改正法に関する説明会を開催することとしました。

つきましては、貴会会員の皆様への周知をお願いいたします。

担当：秋田県建設部建築住宅課
建築指導チーム 鈴木・高木
TEL 018-860-2565